

水泳教室（各種教室） 受講者規約

名 称

第 1 条 本教室の名称は、秋葉山公園県民水泳場・水泳教室（各種教室）といたします。（以下「本教室」とする）

運営・所在地

第 2 条 運営・管理（参加者資格の得喪変更、受講料等の收受、受講者規約の制定・改廃等）は、秋葉山公園県民水泳場 指定管理者・TSA グループ（以下「当管理者」とする）が行います。本教室は、和歌山県和歌山市秋葉町 4-11 を所在地とします。

目 的

第 3 条 本教室は、秋葉山公園県民水泳場を利用し、心身の健康維持・増進を図ると共に、地域の水泳普及に貢献すること、健全な心身の育成、スポーツの振興を図ることを目的とします。

受講資格

第 4 条 ①本教室に受講できる方は、各クラスに定められた各要件に該当し、本教室の趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。
②刺青、タトゥーまたはこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、円滑なレッスンに支障を来す可能性がある方、その他、当管理者が不相当と認める方は、受講資格がありません。また、受講後であってもこれらの事象が判明した時点で直ちに受講資格を失うものとします。

受講手続

第 5 条 ①本教室に受講する方は所定の受講手続を行い、当管理者の承諾を得た上で、定める受講料等をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。
②受講する本人が未成年の場合は、本人と保護者の連名で申込手続を取らなければなりません。この場合、保護者は自ら受講者になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

受講停止及び除名

第 6 条 当管理者は、受講者が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、受講資格の一時停止または除名を行うことができます。
①本教室の定める受講料等を 3 ヶ月以上滞納したとき。
（除名の場合には何らの催告も要せず、直ちに受講資格を失うものの、除名以前の受講料等用は全て納入していただきます。）
②本規約、本教室が定める規則に違反したとき。
③本教室の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
④受講書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
⑤受講者として品位を損なうと認められる非行があったとき。
⑥伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾患に罹患したときまたはこれらの疾患に罹患したことを疑わせる症状が発現したとき。
⑦本教室またはその運営に関し、SNS その他のウェブサイト上の媒体等において不適切な投稿等を行ったとき。
⑧当管理者の合理的な指示・指導に従わないとき。
⑨その他前各号に準じる事由があるとき。

受講料等の支払

- 第7条 受講者は、当管理者の定める受講料等を所定の方法で支払う必要があります。受講料等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は当管理者が定めるものとします。
本教室を継続して受講される場合は、継続申込期間に継続申請書を提出ください。
納入された受講料については教室開始後の返金はいたしません。

受講証（カード）

- 第8条 当管理者は受講者に対して、受講証を発行します。なお、受講者が本教室を受講する際には受講証を提示しなければなりません。紛失等による受講証の再発行には、再発行手数料が必要になります。

退 講

- 第9条 所定の期日までに受講継続の手続きが終了しない場合は、当該期日の経過を以って直ちに退講したものとみなします。

教室中止

- 第10条 本教室は次の事由により受講時間の一部または全部を中止する場合があります。
- ①台風その他異常気象、風水災害、地震、近隣の事故等で本教室の業務遂行に支障があるとき。子供対象教室では、警報発令時は教室休講となります。
 - ②施設及び設備の緊急工事等が発生したとき。
 - ③法令の制度改廃、行政指導、社会情勢の著しい変化があったとき。
 - ④その他中止の必要があると認められるとき。

管理責任

- 第11条 ①当管理者は、受講者が施設利用中に生じた盗難・怪我・その他の事故について、本教室での責めに帰すべき事由が無い限り責任を負いません。
②受講者は本教室において、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。
③事故等が発生した場合、その事故等が本教室や教室指導員、生徒の故意又は過失を問わず、教室傷害保険の範囲内で責任を負うものとし、その範囲を超えて責任を負わないものとします。

規約の細則

- 第12条 本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は、当管理者で定めるものとします。

規約の改定

- 第13条 本規約の改定及び変更は、当管理者により為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての受講者に及ぶものとします。なお、本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月前までに、その内容を館内掲示などで受講者に告知するものとします。

附 則

- 第14条 本規約は、秋葉山公園県民水泳場 水泳教室に於いて、2023年2月1日より施行します。